

第32回雲南市水道事業に関する審議会 議事録

1. と き：平成28年4月27日(水) 午後1時30分～

2. ところ：雲南市水道局1階会議室

3. 出席者

(審議会委員)

驗馬重弘会長、加本恂二副会長、渡部弘明委員、川角 清委員
片寄邦良委員、坂田貴和女委員、西村忠明委員、白菊眞二委員

(委員 8人)

(事務局)

稲田 剛水道局長、岸野俊一次長(総務課長)、飯島 昭工務課長、土屋和則営業課長
菅田雅人下水道課長、村重悦子GL、高橋 歩主幹 (事務局 7人)

[次 第]

1. 開会(進行：岸野次長)

(1) 欠席者の報告

(安部幸治委員、永井尚二委員、高橋美智子委員、三浦由美子委員・・・4人)

(2) 雲南市水道事業に関する審議会条例第6条第2項に基づき、委員の半数以上が出席しており会議が成立していることを報告。

2. あいさつ

(1) 驗馬重弘 審議会会長

(2) 稲田 剛 水道局長

3. 議事録確認

第31回雲南市水道事業に関する審議会(4月5日開催)の議事録を確認

-----以後、審議会条例第6条第3項に基づき、会長が議長となる-----

4. 審 議

1) 水道料金の改定案について

(1) 水道料金の改定について3つの試案及び資料について説明・・・【事務局】

驗馬会長

ただ今、3つのパターンを事務局から説明してもらいました。ただ、試案3つを一度に話をするのはやりづらいと思いますので、全体を通してではなくて試案ひとつひとつについて、委員の皆さんからのご意見を出して頂けたらと思いますので宜しくお願いします。試案1というのが諮問案の事だと思いますので、今回示された試案2のご意見を頂いて、次に試案3、試案4というように進めたいと思います。

ではまず試案2についてですが、前回私の方から話をさせていただいた、大口径の所の上げ幅が諮問では大きいので、低く抑えたような考えはできないかということ事務局で

出して頂いた案でございます。

これでいきますと、5年間トータルでは黒字になるが、平成31年度と平成32年度がマイナスになるということですね。

事務局

5年間では約1千5百万円の黒字ですが、年度によっては収支のマイナスが出るという試算となりました。

驗馬会長

答申に向けた試案を出してもらっていますので、どれが良い悪いではなくて、検討を加えて最終的にはまとめたいと思います。

渡部委員

一点確認させてもらいたいですが、いろいろ試案を出された中で一般会計補助金というのが29年度から33年度まである訳ですが、これは財政的なルール、全庁的、政策的なルールとして確立されたものであるのか教えてもらいたい。

事務局

一般会計からの繰り入れにつきましては、前回副市長も申しましたように、水道局と財政、政策などの関係部署と協議して市からの繰り入れはこういうルールでしましよと決めましたので、全ての試案についてこれに従って行っています。見ていただくと分かりますように全ての試案で補助金は一緒に変わりません。

渡部委員

それでは、補助金は担保されているという認識でよろしいわけですね。

驗馬会長

その点は大事な点ですから。今年はあるけどその先はわからないではどう審議してよいか分かりませんから。

白菊委員

試案は2から4までありますが、それぞれの試案はどういった所へ視点をあてたものなのか、例えば試案4であれば使用量の少ないところを考えた試案ではないのかと何となく目途が立ちますが、全ての試案についてもう一度その点を説明してもらえないでしょうか。

事務局

試案2については、大口径を使っていたらいる使用者の皆さんの負担感を和らげる、特に50mmから100mmのところのアップ率は、ばらつきがありましたのでここを若干下げて30mm以上のアップ率を42%程度に統一しました。また多く使われる利用者の負担感を和らげるということで、従量料金の26 m³以上のところのアップ率を下げて、たくさん使

われるところに配慮した試案です。

試案3は、13mmと20mmの契約件数が多いことから、この部分のアップ率が諮問では22%であったものを若干下げて20%程度に抑えた試案です。ただし、大口径の所は諮問のままとなっております。また、従量料金については26 m³以上のところは諮問より下げておりますが、9 m³から25 m³のところは諮問より上げさせて頂いています。

試案4は、使用量が少ないところに配慮した試案となっております。

西村委員

一般の家庭は13mmが多いのでしょうか。それとも20mmの方が多いのでしょうか。

事務局

一般家庭は13mmがほとんどです。

西村委員

13mmと20mmでは基本料金が違う訳ですね。

事務局

雲南市の料金体系は口径別の料金でありまして、20mmの基本料金は13mmの約2倍となっております。平成19年度に口径別料金に統一しております。

驗馬会長

それでは、試案2について何か意見はございますか。

50 m³以上使われるところは、大きな店とか事業所とかだろうと思いますが、使われる量はかなりの量ですよ。

事務局

雲南市の場合、50mmだと月平均152 m³、75mmですと月平均187 m³、100mmですと約1,500 m³となっております。

驗馬会長

副市長からもお話が有りましたが、人口減少をくい止めるためには雲南市に来てもらわないといけない。そのためには仕事の間、職場がないといけないという点から、事業者の方が水道料が高くて二の足を踏まれる雰囲気も困ると思ったので、大口径をやや抑えたような考えはどうかということを行った訳です。

50mm以上をやや抑えて、尚且つ5年間では一応黒字が出るということは評価できると思いますが、ただ小さい口径のところはそのままというのが有りますから色々と(判断が)難しい面は有りますね。

何か皆さんから有りますでしょうか。

それでは、無いようでしたら次に試案3についてご意見をお願いします。

事務局から説明がありましたように、13mmと20mmの基本料金のアップを20%に抑えて、従量料金は1段階目(9 m³から25 m³)は諮問より上げているが、26 m³以上の所は諮問より2円程度下げているということですが、何か疑問点などありましたらお願いします。

この案だと各年度でマイナスは出てこなくて、全体でも黒字であるという計算になるわけですね。

事務局

補足させていただきますと、従量料金の9 m³から25 m³のところを諮問より2円上げておりますが、これは13mmと20mmの基本料金を20%程度に抑えた事と、従量料金の26 m³以上を抑えた関係で、収支のバランスを取るためにこの段階の従量料金を上げざるを得なかったという事です。

驗馬会長

9 m³から25 m³のところは、平均で20 m³ということからして結構使用者が多いところですか。

事務局

一般家庭では、多い方でだいたい60 m³までですので、多く使われているこの部分の影響は出てきます。

驗馬会長

9 m³から25 m³のところは諮問通りだと、マイナスになってしまうのですか。

事務局

はい、マイナスになります。

驗馬会長

皆さん方から何かありますでしょうか。

無いようですので、次は試案4について何かありましたらお願いします。

結構思い切った試案だと思いますね。基本料金を6 m³までにして7 m³から従量料金を課していくという案ですね。

渡部委員

8 m³から6 m³になった根拠は何かあるのでしょうか。影響がこういう風になるからこっちの方がより良いといったものが有るのでしょうか。

事務局

先ほど(資料で)お話ししましたように、少なく使っておられるところが多い。それと高齢世帯とか、独居世帯、あるいは単身世帯といったようなところは、そんなに使われる

量が少ないと思われますので、そういったところの負担感を減らすために、基本水量を下げてみたらどうなるかと言うことで、6 m³としたきちんとした根拠はありませんが、試算してみたものです。

ただ、基本水量を6 m³に下げたために、7 m³からが大きくアップしていくという事が起きます。

渡部委員

それはどれくらい違うのですか。

事務局

諮問では使用量8 m³が1,398円でアップ率が22.3%ですが、基本水量を6 m³に下げた場合では8 m³のアップ率が27.6%となります。

渡部委員

それは何世帯ぐらいになるのですか。感覚的にでも良いですが。

事務局

申し訳ありませんが、細かいところまで出しておりません。

驗馬会長

この案だと基本水量6 m³までのところの人は、マイナスの改定になるのですね。

事務局

前回の改定で約4%から5%程度上げましたので、6 m³までのところは前回改定前までの水準に戻したような形ではあります。

驗馬会長

その他は全部アップですよ。そこら辺の判断ですよ。

年齢に関係なく単身あるいは二人住まいとか、働きに単身で来ておられたりとか、水をあまり使われない可能性のある人たちにはある程度考慮しなければならない事はわかるけれども、そういった人たちの所はマイナス（改定）になるが、はたして公平感があるのかという感じもありますね。件数からして多くの家庭は7 m³以上でしょうし。

西村委員

普通に考えると、水を少なく使うと高く、多く使うと安くなるというのが一般的であろうと思うけれど。

稲田水道局長

水道料金と言うのは、基本料金と従量料金の2つから構成されています。基本料金は、常に良質な水が安定的に出るようにしておくという維持管理経費、水を少なく使おうが多

く使おうが関係なく、蛇口を捻れば水が出てくるという、水を安定供給するために施設の維持管理経費をある程度負担していただく部分が基本料金です。

従量料金は、使ったら使った分だけいただくのが基本ですので、この二つトータルで水道料金という形でお願いしています。

このなかの基本料金を下げるとするのはリスクを伴うもので、これから給水人口が減っていく、節水意識の高まりや節水機器の普及により使用水量が減って行くという事になりますと、例えば基本料金と従量料金の比率が 50 : 50 であれば人口が維持されるか、増えて行けば使えば使うほど下げて行けばいい訳ですが、社会情勢から行くと人口が減っていく、使用水量が減っていく方向ですので、基本料金を変えていきますと従量料金も下がってまいりますので、経営的には厳しい状況になってまいります。

一方、高齢者の方とか一人住まいの方とかへの軽減をした方が良いのではないかという意見、資料にもありますように 25%程度の方が基本料金で収まっているというのもありますのが、この相反することを同時に行おうとすると難しい部分があります。

平成 19 年度に料金を統一した時に、審議会で料金体系の基本をいじっていますので、試案 4 と言うのはこの料金体系をいじるという事になりますので、適切な言葉ではないかもしれませんが、禁じ手に近い方法と言いますか、料金体系をガラッと変えた場合の収支試算をお示しただけであって、審議会の度に 5 年間の収支を組むために基本料金をガラガラ変えていくことは、なるべくしない方が良いでしょうと考えています。

基本料金は、資産をこれからも継続的に使用していくための維持費に充てるものだという考え方でいけば、ある程度確保していくような料金体系を構築していかないと、継続的に良質な水道の安定供給は難しくなるということは間違いないと考えています。

大口需要者の方、小口需要者の方、両方に配慮するバランスを見ながらということではありますが、なかなか難しいところはあります。

加本副会長

基本的な考え方をすれば、全体で 37% 上げたいというのがある中で、下げるとするのは今の水道（経営）の情勢的に難しいかなと感じます。使用水量の低い高齢者世帯とかそういった所の配慮で 13mm の据え置きをして、あとの所で不足する財源を出していくといった考え方で、上げ幅をバランスよく考えて市民の皆さんに理解していただけるようなところを探っていくことかなと思います。

理念を持っていないと、ただ数字をいじくっているだけでは訳の分からないことになるような気がします。資料を見ると、需要のウエートが多い（9～25 m³）ところが 40% ぐらいあるということですが、皆さんの納得のいくところ着地点を探る、いろいろ検討されて諮問の案になったと思いますので、着地点を探っていくかないといけないなと思います。

事務局

先ほど局長も言いましたように、試案 4 はあくまで試算ということで、これでいきますという事ではありません。

加本副会長さんから言われましたように、数字だけいじっていても理念が無いと理解も得られないと思いますので、多少の修正はあるとしても基本は諮問であると考えています。

駿馬会長

この試案4について、他の委員の皆さんから何かございますか。

では、全体を通して何か言い忘れたことが有るとかございましたらお願いします。あるいは答申に向けての考え方とか、提案や意見がございましたら。

白菊委員

先ほど加本副会長さんがおっしゃいましたけれども、私も副会長さんがおっしゃいました様な考え方が大事じゃないのかな、と感じました。

渡部委員

私もこの審議会の中で、基本的に適正な金額まで持って行くべきだとは個人的な意見として持っております。

その適正な金額がどうなのかと言うのは、これから議論の余地があると思いますが、少なくとも赤字が発生しないように、子供たちの将来の為に自分達が飲んだ分は、きれいに始末して行くというのが筋だと思いますので、適正な水準までは止むを得ないと思います。

先ほど言いましたように、適正な水準と言うのはこれから議論していくこととなりますが、最終的な適正な水準と言うのはどこかという、少なくとも33年度の時点での適正な水準と言うのは分かります。

ただ29年度からいきなり持って行くというのは、いきなり10%上がるとなるとものすごく大変な負担感が有るのではないかと、それはなかなか皆さん理解できないかなと思います。

そうなるとうやはり激変緩和とかそういった措置も考えながら議論もしていった方が良いのかなと思います。

白菊委員

先般、副市長さんがおっしゃいましたけど、簡易水道の制度が公営企業の制度に変わるということから、今回特に減価償却とかみたまに、やはり料金を上げなくてはならないというのがスタートだと思います。

やはりその制度が変わるという事を、住民の皆さんに分かり易く伝えることが一番あって、基本料金については、局長さんがおっしゃいますように、水道を維持する基本のものだから、少し上げましょうと。ただし、上げるにあたって日々使う量とかで、少ししか使われないところについては、少しでもカバーできる対策を取っていかうというようにして、まずは制度が変わるから、それに伴う財政措置で基本料金を上げなくてはいけないという事を皆さんにご理解していただかないといけないかなと思います。

駿馬会長

私から質問するのも変かもしれませんが、渡部委員さんから良い提案を言われたと思いますが、激変緩和という事ですが、前回の改定では約4%程度で答申したと思いますが、最初5%程度にして残りは財政的な支援をお願いして、それ以降も少しずつ上げて行きながら財政支援も受けながら最終的に10%まで持って行くというような考え方ですか？

渡部委員

そういった形でできれば、市民の皆さんの理解が得られるのかなと、いきなり 10%だとハードルが高いのかなという個人的な感じ、市民の感覚としての意見です。

例えば、来年 1/3、2 年後にまた 1/3、最終的に全額と言うような、やり方はいろいろあると思いますが、そういった形も有りかなと思います。

驗馬会長

白菊委員が前から言っておられますが、答申の前にやるのか答申を通して住民の皆さんに周知や理解してもらう事をやっていくのかという。

白菊委員

答申の先にやることは、ほぼならないと思いますので、おそらく答申にあたってリンクしていくのかと、はっきりわかりませんが。

驗馬会長

減価償却というような考え方が、市民の皆さんの中にどれだけわかっている人が居るのか、恐らくわからない人が多いのではないかと思います。これから簡易水道の減価償却費を計算していかなければならないんだ、という事を含めて分かり易く皆さんに話をしていかないといけないと思います。

今まとめるわけではありませんが、料金改定について全体を通して何かございますか。

では、我々も帰っていろいろ考えてみて、更に新たな考え方も出るかもしれませんので、本日の料金改定の審議は終わります。

事務局

(次回の審議会の開催日時について報告)

-----以上、水道料金の改定について質疑・応答終了 (14 : 30)